

公募型プロポーザル方式の実施について

くりさわ学舎改築基本設計業務について公募型プロポーザルを実施するので、参加希望者を次のとおり公募する。

令和 8年 4月 1日

岩見沢市長 松 野 哲

1 業務概要

- (1) 業務番号 第 1201 号
- (2) 業務名 令和8年度くりさわ学舎改築基本設計業務
- (3) 業務内容
くりさわ学舎改築基本設計業務に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月中旬まで

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 令和7・8年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格者名簿において「建築設計」に登録されていること。
- (4) (3)に登録されている者が本店である場合、本店の所在地が北海道内であること。(3)に登録されている者が受任者である場合、受任者の所在地が北海道内であること。
- (5) 公告の日から参加資格要件の審査結果通知日までの間に、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けた期間が含まれていないこと。
- (6) 参加希望者又は参加希望者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が

確定した場合を除く。)

(9) 参加希望者の間に資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 市町村税、都道府県税及び国税（消費税及び地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。

(11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(12) 単体企業での参加とすること。

(13) 業務の一部を再委託する場合で、再委託先の協力事務所が令和7・8年度の岩見沢市の入札参加資格を有している者であるときは、指名停止期間中でないこと。

(14) 平成23年4月1日以降、小学校、中学校、小中一貫教育校（義務教育学校を含む）の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

(15) 平成23年4月1日以降、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯の地域における公共施設の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。

3 実施要領等の配布について

実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）までのうち、土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時30分まで（最終日は午後4時まで）

(2) 配布場所

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所総務部契約検査管理課（岩見沢市役所3階51番窓口）

電話 0126-23-4111（内線3242）

FAX 0126-23-7118

(3) 配布方法

(2)の場所で配布するほか、岩見沢市ホームページ（契約検査管理課「入札・契約情報」のページ。）からのダウンロードにより配布する。

4 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和8年4月14日（火）午後4時 必着

イ 提出場所 3-(2)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留等発送の事実を証することができる方法)による。

(2) 参加資格の確認及び一次審査

2に定める参加資格要件及び実施要領に定める業務実施条件の確認、並びに提出書類による一次審査を行い、参加要請者を3者程度選定する。参加表明書提出者(以下「参加者」という)が3者に満たないときは、参加資格要件及び業務実施要件を満たす参加者全てを参加要請者とする。選定結果は全ての参加者に対して通知する。

(3) 技術提案書の提出

(2)で技術提案書の提出を要請された者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年6月5日(金)午後4時 必着

イ 提出場所 3-(2)に同じ。

ウ 提出方法 4-(1)-ウに同じ。

(4) 参加の辞退

(2)で技術提案書の提出を要請された者が参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届(様式13)を提出すること。

ア 提出期限 令和8年5月29日(金)正午 必着

イ 提出場所 3-(2)に同じ。

ウ 提出方法 4-(1)-ウに同じ。

5 非参加要請者に対する理由の説明

(1) 技術提案書の提出を要請しない参加希望者(非参加要請者)は、その理由について、令和8年5月8日(金)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は上記3-(2)と同じ提出場所に持参することとし、ファクシミリ又は郵送等によるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則3日以内に書面により回答する。

6 失格事項

参加資格を有する者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 優先交渉権者の特定

プロポーザル方式実施要領(令和5年10月31日制定)第3条に基づき設置される審査委員会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の優先交渉権者を特定する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、岩見沢市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

9 契約担当部署

岩見沢市総務部契約検査管理課

e-mail keiyaku@city.iwamizawa.lg.jp

10 その他

(1) 本事業の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された書類及びCD-Rは返却しない。

(4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 本プロポーザルに関し、参加者は、この公告や実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。

(6) 詳細は実施要領等による。